

新型コロナウイルス感染症対策要綱

2020年6月5日
(2020年10月29日改訂)

オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1. 目的	1
2. 選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について	2
a. 感染者、濃厚接触者等として認定確認された場合の対応について	2
i. 選手、従事者等が感染者として確認された場合	2
ii. 選手、従事者等が濃厚接触者として確認された場合	2
iii. 選手、従事者等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）	3
iv. 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合	3
3. 車券発売について	4
4. 有観客発売について	4
5. 開催の可否について	4
a. 当該オートレース場のある自治体から開催自粛の要請があった場合	4
b. 参加選手に感染者が確認された場合	4
c. 従事者等に感染者が確認された場合	4
6. 開催中止決定時の対応について	5
a. 対策本部への報告	5
b. 選手への対応	5
c. 来場者、関係機関、マスコミ等への通知	5
7. 選手管理について	6
8. 従事者等について	8
9. 選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）	9
10. 取引先等の対応について	11

1. 目的

本要綱は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき策定した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）[令和2年10月26日改訂]」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、オートレース関係団体でそれぞれ組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において感染拡大防止を図るため、オートレース場、場外発売場等において感染拡大防止策を実施することにより安心して安全な開催を確保するとともに、感染者等が確認された場合の対応を定め、正確な情報収集及び情報発信を行うことを目的とする。

2. 選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について

選手・従事者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所又は医療機関（以下、保健所等）から確認された場合には、ガイドライン5. b. iv及び5. b. vに記載された対応を遵守した上で必ず所属団体を通じ対策本部報告させるものとし、対策本部はその情報をオートレース関係団体に共有する。

また、保健所等の指示に従い、保健所等への調査の協力、消毒の徹底等の措置を講じることとする。

なお、感染者が確認された場合の公表の有無については、個人情報保護に十分配慮し、公衆衛生上の要請を踏まえて検討を行い、公表する場合は、ホームページ（autorace.jp）等で行う。

a. 感染者、濃厚接触者等として確認された場合の対応について

i. 選手、従事者等が感染者として確認された場合

【定義】PCR検査等の結果を踏まえて、保健所等から感染者として確認された者（以下、感染者）。

【対応】(i) 感染者は、感染者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、感染後指示期間内の開催参加、執務等を取り止めることとする。

(ii) 感染者は、感染者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染前指示期間）における行動状況の調査が保健所等からあった場合には、誠実に回答するものとする。

(iii) 感染者に対して、保健所等による感染前指示期間における行動状況の調査がなかった場合又は感染前指示期間が7日間より少ない場合には、感染者の所属団体は発症日を0日として前7日間の行動状況の聞き取り調査を行う。（業界独自対応）

ii. 選手、従事者等が濃厚接触者として確認された場合

【定義】保健所等から濃厚接触者として確認された者（以下、濃厚接触者）。

【対応】(i) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、自宅待機を行う。

(ii) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触前指示期間）における行動状況の調査があった場合には、誠実に回答するものとする。

(iii) 濃厚接触者に対して、保健所等から接触後指示期間が示されなかった場合又は接触後指示期間が14日間より少ない場合には感染者との最終接触日を0日として以後14日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

iii. 選手、従事者等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）

【定義】（i）濃厚接触者ではない者が、感染者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領^{*}などを参考に判断する。

（ii）濃厚接触者ではない者が、開催参加中に濃厚接触者と濃厚に接触したことが判明した者。

（iii）濃厚接触者ではない者が、感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される者。

【対応】（i）感染者が発症した日、若しくは濃厚接触者と接触した日を0日として以後14日間は健康観察期間とする（自宅待機は行わない）。

（ii）健康観察期間も開催参加や執務等を行うことができるが、体調不調となった場合は、所属団体を通じて新型コロナウイルス感染症対策本部に報告し、その後の対応の指示を受けること。

iv. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

【定義】（i）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航した場合

（ii）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある場合

【対応】（i）帰国日翌日を起算日として、以後14日間は健康観察期間として、自宅待機を行う。

（ii）当該事実が確認された日を起算日として、以後14日間は健康観察期間として、自宅待機を行う。

^{*}新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>)

3. 車券発売について

ガイドライン5. cを遵守する。

4. 有観客発売について

ガイドライン5. dを遵守する。

5. 開催の可否について

当該オートレース場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえ、開催執務委員長が判断する。

- a. 当該オートレース場のある自治体から開催自粛の要請があった場合
対策本部と連携し中止打ち切りとする。
- b. 参加選手に感染者が確認された場合
当該事実判明後、保健所等及び対策本部と連携し原則中止打ち切りとする。
ただし、保健所等の指示を踏まえ開催に影響を及ぼさないと判断される場合はこの限りとしない。
- c. 従事者等に感染者が確認された場合
『選手と接触が多いと考えられる関係者（選手管理、検車、記者、業者等）』『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者（審判、番組編成、従事員（場内お客様担当を含む）、警備員等）』『来場者』のそれぞれについて、保健所等と連携し関係者間で協議の上、開催の可否を決定する。

6. 開催中止決定時の対応について

a. 対策本部への報告

責任者は、開催中止が決定された時点で、速やかに 11. 連絡網に基づき対策本部に報告する。対策本部は中止の理由を付した上で、経済産業省製造産業局車両室に報告する。

b. 選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を感じた時には、速やかに医師や保健所への相談を指示する。

c. 来場者、関係機関、マスコミ等への通知

通常の開催中止時と同様の対応をとる。

7. 選手管理について

ガイドライン5. b. i 記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

	項目	具体的な取組み
1	競走の参加前	・オートレース参加予定日の2週間前から検温結果及び行動記録を健康管理手帳（JKA発行）へ記載する。
2	競走参加前の個人練習	・ガイドライン5. a. を遵守する。
3	参加当日起床時	・選手は参加当日の起床時に検温を実施し、37.5℃を目安に参加を控えるとともに、その旨選手会を通じ対策本部に報告する。自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
4	レース場到着時	・検温及び手帳に記入した過去2週間の体温、行動記録等の確認を行い、37.5度以上の発熱、かぜ等の症状、過去2週間の体温等の問題がある選手は、管理棟内に入れること無く隔離（場内救護室等）し、派遣医師の問診を行う。また、全選手に派遣医師による問診を行い、参加の可否を判断し、参加不可となった場合には、派遣医師が指示する方法で帰郷する。
5	到着後	・マスク着用を義務付ける。
6	参加状況申告時	・できる限り2mを目安に（最低1m）間隔を確保する。
7	参加受付 （帰郷時も同様）	・床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。 （概ね5人分（できる限り2mを目安（最低1m以上））
8	身体検査	・医務室への入室は原則3名までとする。 ・落車発生時の補助選手の入室は原則2名とする。 ・できる限り2mを目安（最低1m以上）に距離を確保するよう努める。
9	試走路でのエンジン始動等	・選手同士の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）空けるようアナウンスする。
10	開催式(修祓式、支部懇談会、訓示による集会等)	・原則として放送により実施する。 選手はロッカーにて待機する。
11	入浴	・サウナの使用禁止、小グループでの入浴、人の距離の確保（できる限り2m（最低1m））、個人用タオル、ブラシ等の持参、会話を控えることを行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、ドライヤー等の備品の消毒、換気強化等を行う。
12	夕食 (朝食・昼食も同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・選手毎(地区毎)に夕食時間を指定する。(～30分) ・椅子へのマーキング(×印)によりできる限り2m(最低1m)の距離を確保し、対面で座らないなどの工夫を行う。 ・可能な限りセットメニューとする。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底する。 ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
13	選手宿舎(居室)	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り個室とする。 ・個室とすることが難しい場合には、可能な限り同部屋選手数を減らし、かつ、同部屋の選手ができる限り2mを目安に(最低1m)距離を保てるよう、部屋内にパーテーション等を設置し、部屋の空間と選手配置について最大限の見直しを行い、飛沫対策を講じる。 <p>※可能であれば分宿対応も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選手の就寝時を除き、選手が部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上、窓を開け換気する。宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
14	選手宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・選手が多数集まる場所(喫茶コーナー、談話スペース等)の利用を制限する。制限を解除する場合は、ガイドライン5. b. 2) (iv)を遵守する。
15	マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間取り止めとする。
16	就寝時	<ul style="list-style-type: none"> ・就寝前検温の実施徹底
17	起床時	<ul style="list-style-type: none"> ・起床時検温の実施徹底
18	発熱者等発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・37.5度以上及びかぜ等症状がある者はすぐに管理エリアから隔離し派遣医師の指示に従う。
19	レース前	<ul style="list-style-type: none"> ・控室の換気徹底(ドア開放等) ・選手間の距離の確保(できる限り2m(最低1m))
20	レース後	<ul style="list-style-type: none"> ・レース終了選手の競走車等の受取りは出走選手1名につき原則3名までとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・その際の人との間隔は、できる限り 2m を目安に（最低 1m）空けるよう努める。
21	整備室	<ul style="list-style-type: none"> ・入室選手は分解・組立作業 1 台につき原則 3 名までとする。 ・整備室の換気徹底（ドア開放等） ・人との間隔は、できる限り 2m を目安に（最低 1m）空けるよう努める。
22	トイレ	ガイドライン 5. b. 2) (v) を遵守する。
23	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・時間毎（例：レース毎）に管理施設全般のアルコール消毒を実施する。消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。 ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。 ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。 ・素手でのハイタッチや握手等を控える。
<p>※上記の他、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「密閉」「密集」「密接」の 3 密を避けるよう積極的対策を実施すること。</p>		

8. 従事者等について

ガイドライン 5. b. ii 記載された対応を遵守する。

9. 選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）

日頃より選手取材につきまして、格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。政府から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、宣言は、解除されたものの、引き続き競輪・オートレース開催においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の強化が必要となっております。

この度、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）〔令和2年10月26日改訂〕」を策定いたしました。

報道関係の皆様にはこれまでも拡大防止にご協力いただけてきましたが、本ガイドラインに基づき、選手取材時のマスク着用義務化など、更なる拡大防止策にご協力をいただくとともに、下記の事項について留意していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、下記の留意事項に関しましては、今後記者席内及び取材エリア内に貼付致しますことを申し添えます。

記

- ・取材者の人数については各社で調整の上、最小限の人数でお願い申し上げます。取材をされない営業担当者等のご来場についてはご遠慮ください。
- ・取材前に検温するなどして体調管理に努め、体調不良（熱が 37.5 度以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等）の方は競輪場・レース場への来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は競輪場・レース場への来場をご遠慮ください。
- ・各レース場の報道受付（SG・特別 GI 以外の開催については各レース場の守衛所等）に体温計を用意いたします。前検日から最終日まで、入場時に担当者が立会って検温を実施いたしますのでご協力をお願いします。

（※早朝時の開門前などは自主検温にてお願いします。）

- ・検温により体温が 37.5 度未満であることが確認されましたら検温証明証をお渡しいたしますので、終日着用をお願いいたします。（毎日発行）
- ・あわせて、コロナウイルス拡大防止のため、健康状況の確認表の記入にご協力をお願いします。
- ・37.5 度以上の発熱がある方は、競輪場・レース場から退出していただきますのでご了承をお願いいたします。
- ・手洗い・うがい・咳エチケットの励行、消毒液による手指消毒をこまめに実施してください。
- ・選手取材にあたってはマスク着用を義務化いたします（※マスクは各自でご用意ください）

い)。なお、マスクを着用していない方の選手管理エリアへの立入りは厳重にお断りいたします。記者席内においてもマスク着用を励行してください。

- ・取材時は、選手と一定の距離（2 m程度）あけてください。
- ・選手と接する時間が長時間に亘らないよう行ってください。また、取材目的以外の選手とのコミュニケーションは控えてください。
- ・囲み取材はグレードにより人数を制限させていただいております。（※印を参照）また、取材者間で密接・密集しないようご注意ください。

※SG・特別GI・・・3名以内　その他の開催・・・2名以内

- ・共同インタビュー等を実施する場合については、屋外若しくはそれに準じた場所で行います。
- ・記者席内の換気をこまめに行ってください。（1時間に2回）
- ・選手もマスク着用してインタビューを受けますのでご了承ください。
- ・選手胴上げについては、感染リスク防止の観点から行いません。
- ・開催中の取材全般につきましては、JKA広報担当者・競走会担当者の指示に従ってください。

10. 取引先等の対応について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日〔令和2年10月26日改訂〕）」を策定した。

管理エリアに出入りする取引先等については、立入りの必要性を検討することとし、立入りを認める場合は、当該ガイドラインに基づき、下記により感染防止の協力を要請することとする。

記

- ・立入りの人数については、最小限の人数で依頼する。
- ・体調管理に努め、体調不良（熱が 37.5 度以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等）の場合は、立ち入りを認めない。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、立ち入りを認めない。
- ・立入り時には、担当者が立会って検温を実施する。
- ・立入り時には、マスクを必ず着用する。
- ・日頃からの石鹸による手洗い・手指のアルコールによる消毒・うがい・咳エチケットを励行する。
- ・人との間隔は、できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）空けるよう努める。